

「投資勧誘及び顧客管理等に関する規則」の一部改正について

令和4年5月19日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(禁止行為)</p> <p>第6条 正会員は、<u>電子申込型以外の自己募集その他の取引等に係る投資勧誘を行う際に、次に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p>(1) ～ (7) (現行どおり)</p> <p><u>(暗号資産商品に係る訪問又は電話勧誘の禁止)</u></p> <p><u>第6条の2 正会員は、暗号資産(資金決済に関する法律第2条第5項に定める暗号資産をいう。)を運用対象に含む金融商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利に係る契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、当該契約の締結の勧誘をする行為を行ってはならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、「電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」に規定する電子申込型電子募集取扱業務等として行う行為には、適用しない。</u></p> <p>(適用除外)</p> <p>第11条 第2条第2項(投資勧誘の基準)及び第6条の2第1項(暗号資産商品</p>	<p>(禁止行為)</p> <p>第6条 正会員は、投資勧誘を行う際に、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) ～ (7) (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第11条 第2条第2項(投資勧誘の基準)については、電子申込型以外の自己募</p>

新	旧
<p data-bbox="269 309 785 981"> <u>に係る訪問又は電話勧誘の禁止</u>）については、電子申込型以外の自己募集その他の取引等に係る契約の相手方が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（金商法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、金商法第34条の3第4項（金商法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）である場合には、適用しない。 </p> <p data-bbox="466 1126 557 1160" style="text-align: center;">付 則</p> <p data-bbox="240 1184 785 1279"> この改正は、令和4年5月19日から施行する。 </p>	<p data-bbox="834 309 1355 869"> 集その他の取引等に係る契約の相手方が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（金商法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、金商法第34条の3第4項（金商法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）である場合には、適用しない。 </p>